

インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律第
15条第2項第2号に基づくインターネット異性紹介事業の停止命令に係る処分基準
新旧対照表（案）

（改正部分は、下線部分である。）

旧	新																
処 分 基 準 令和2年1月10日作成 <table><tr><td>法 令 名：インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律</td><td>法 令 名：インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律</td></tr><tr><td>根 拠 条 項：第15条第2項第2号</td><td>根 拠 条 項：第15条第2項第2号</td></tr><tr><td>処 分 の 概 要：インターネット異性紹介事業の停止命令</td><td>処 分 の 概 要：インターネット異性紹介事業の停止命令</td></tr><tr><td>原権者（委任先）：福岡県公安委員会</td><td>原権者（委任先）：福岡県公安委員会</td></tr><tr><td>法 令 の 定 め： インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律第15条第1項（処分移送通知） インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行令第1条（児童の健全な育成に障害を及ぼす罪）</td><td>法 令 の 定 め：</td></tr><tr><td>処 分 基 準： 別紙「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律に基づく指示処分及び事業の停止命令処分の基準に関する規程」を参照</td><td>処 分 基 準： 別紙「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律に基づく指示処分及び事業の停止命令処分の基準に関する規程」を参照</td></tr><tr><td>問 合 せ 先：事業所の所在地を管轄する警察署生活安全（生活安全刑事）課又は警察本部生活保安課（092）641-4141 内 3185</td><td>問 合 せ 先：事業所の所在地を管轄する警察署生活安全（生活安全刑事）課又は警察本部生活保安課（092）641-4141 内 3185</td></tr><tr><td>備 考：</td><td>備 考：</td></tr></table>	法 令 名：インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律	法 令 名：インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律	根 拠 条 項：第15条第2項第2号	根 拠 条 項：第15条第2項第2号	処 分 の 概 要：インターネット異性紹介事業の停止命令	処 分 の 概 要：インターネット異性紹介事業の停止命令	原権者（委任先）：福岡県公安委員会	原権者（委任先）：福岡県公安委員会	法 令 の 定 め： インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律第15条第1項（処分移送通知） インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行令第1条（児童の健全な育成に障害を及ぼす罪）	法 令 の 定 め：	処 分 基 準： 別紙「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律に基づく指示処分及び事業の停止命令処分の基準に関する規程」を参照	処 分 基 準： 別紙「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律に基づく指示処分及び事業の停止命令処分の基準に関する規程」を参照	問 合 せ 先：事業所の所在地を管轄する警察署生活安全（生活安全刑事）課又は警察本部生活保安課（092）641-4141 内 3185	問 合 せ 先：事業所の所在地を管轄する警察署生活安全（生活安全刑事）課又は警察本部生活保安課（092）641-4141 内 3185	備 考：	備 考：	
法 令 名：インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律	法 令 名：インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律																
根 拠 条 項：第15条第2項第2号	根 拠 条 項：第15条第2項第2号																
処 分 の 概 要：インターネット異性紹介事業の停止命令	処 分 の 概 要：インターネット異性紹介事業の停止命令																
原権者（委任先）：福岡県公安委員会	原権者（委任先）：福岡県公安委員会																
法 令 の 定 め： インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律第15条第1項（処分移送通知） インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行令第1条（児童の健全な育成に障害を及ぼす罪）	法 令 の 定 め：																
処 分 基 準： 別紙「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律に基づく指示処分及び事業の停止命令処分の基準に関する規程」を参照	処 分 基 準： 別紙「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律に基づく指示処分及び事業の停止命令処分の基準に関する規程」を参照																
問 合 せ 先：事業所の所在地を管轄する警察署生活安全（生活安全刑事）課又は警察本部生活保安課（092）641-4141 内 3185	問 合 せ 先：事業所の所在地を管轄する警察署生活安全（生活安全刑事）課又は警察本部生活保安課（092）641-4141 内 3185																
備 考：	備 考：																